



創立1880年
〒169-0051
東京都新宿区西早稲田2-3-18
日本キリスト教会館6階
Tel 03-6302-1960
URL http://tokyo.ymca.or.jp
発行所 公益財団法人
東京YMCA
発行人 菅谷 淳

東京YMCA



2021年

東京YMCAの使命

東京YMCAは、イエス・キリストによって示された愛と奉仕の精神にもとづいて、青少年の精神、知性、身体の全人的成長を願い、地域社会に奉仕し、公正で平和な世界をつくるための運動を展開する。

ピンクシャツデー特別号

弁護士講演会より



「ストップいじめ!ナビ」弁護士チーム



弁護士
金子 春菜さん

元国会議員政策担当秘書。2013年いじめ防止対策推進法をはじめ数々の法制度の策定に携わる。現在はこの法律を活かすため、YMCAほか各地で授業や講演を行い、普及活動をしている。



弁護士
足立 悠さん

明日の自由を守る若手弁護士の会(通称:あすわか)として、東京YMCA高等学院等で「憲法カフェ」を行っている。SAFLAN(福島子どもたちを守る法律家ネットワーク)事務局長。

いじめの構造と解決策

全国のYMCAは毎年2月第4水曜日に、ピンク色の服を着ていじめ反対をアピールする「ピンクシャツデー」に取り組んでいます。東京YMCAでは今年、いじめについての理解をより深めようと、オンライン講演会『大人も学ぼう いじめの構造と解決策』を1月30日に開催。約100人が参加し、NPO法人「ストップいじめ!ナビ」弁護士チームの足立悠さんと金子春菜さんを講師に学びました。(まとめ・広報室)

「無視しただけ」「暴力ふるってない」でも
やられた人が苦痛なら いじめです

まずはルールを理解して

弁護士 足立 悠さん

学校で「いじめ予防授業」をする際、私はいつも次の事例を紹介しています。
— Aさんは、Bさんに借りたDVDを傷つけてしまったことをきっかけに、仲良しの5人グループからだんだん距離を置かれるようになっていきました。無視はされなかったけれど、微笑んでもらえない。遊びに誘ってもらえない。おそろいのキーホルダーも知らぬうちに

「いじめ防止対策推進法」では、やられた人が心身の苦痛を感じたらいじめだと定義されています。この事例の場合、Aさんが苦痛を感じているのでいじめと判断されま

いでは傷つかない人もいますが、不登校になるほど苦痛な人もいます。中には自殺するほど苦痛な事例でも、周囲にはわからないこともあります。そのため法律では、あらゆる子どもの尊厳を守り、教育を受ける権利が侵害されたり心身が危険にさらされることのないように「やられた人」を基準にしています。

子どもたちにはこのお話しをした上で、
①共通認識をもって「いじめはしない」
②いじめはしない
③できることをできる範囲でやってみよう」と伝えていきます。

逆に加害者は、周囲から支持されていないと分かれば、いじめにくくなります。そのため傍観者がいじめに反対する雰囲気を作ることも有効です。「ちょっとおかしいよね」とこそそそくさやうくだけでもいいです。もちろん加害者に直接注意することは正しいですが、皆ができるわけでは

判断の基準は被害者の気持ち

「やられた人の気持ち」を基準に判断するのがこの法律の趣旨です。

まずはこの共通認識をもつこと。これが何よりも大事です。このルール認識がずれていては、予防も解決もできません。保護者や先生もまた、いじめられた子どもに対

め、自分たちのいじめは肯定されていると感じ、ますますいじめをエスカレートさせていきます。できることをできる範囲で

YMCAピンクシャツデー

2021年2月24日(水)

●「ピンクシャツデー」とは

2007年カナダの学校で、ピンクのシャツを着た少年が「ホモセクシャルだ」といじめられたことに抗議し、皆でピンクのシャツを着たことから始まりました。

カナダでこの出来事があった日が2月の第4水曜日だったことから、この日は「ピンクシャツデー」と呼ばれ、いじめについて考え、いじめられている人に連帯の思いを表す日となりました。今では約70か国に広まり、全国YMCAでも各地の団体と協働するなどして、さまざまな取り組みを行なっています。

●東京YMCAでは

東京YMCAでは毎年、こども園や高等学院などでいじめを考える授業を行うほか、教職員がピンク色の服を着るなどしてアピールしています。今回の講演会もピンクシャツデーの一環として実施したものです。

●ぜひご参加ください

社内にポスターを掲示したり、ピンクの小物を身につけるなど一緒に取り組んでくださる方を募集しています。詳細はお問合せください。

全国YMCAの取組みはこちら⇒

<https://www.facebook.com/japanymcapinkshirtday/>



転換する「スイッチャー」(12面へ続く)

「いじめ予防対策推進法」にみる 大人の責務

(1面より)

「いじめ予防対策推進法」は、2013年6月に制定された、日本で初めていじめに関する法律です。2011年に滋賀県大津市の中学生がいじめで自殺したことをきっかけに作られた法律で、私も当時、国会議員の政策秘書としてこの立

など、ちょっとした接し方によって被害者を励まし、守ることができま

の大人に相談していただき、周りに大人がいなければ相談機関もありま

がいますが、とにかくいじめは早期発見が肝要

予防プログラムをしつかりと構築することが重要

りません。スポーツだつてルールがわからなければ何が違反かわからな

です。同時に、いじめをさせないためにも有効で

「いじめとは何か」を共通認識にすることがスタ

画することです。この方針は、学校によって名前

題に取り組むことが期待されています。「学校いじめ対策委員会」に参画

法律に学ぶ、大人の役割

弁護士 金子 春菜さん

「いじめ防止対策推進法」は、2013年6月に制定された、日本で初めていじめに関する法律です。2011年に滋賀県大津市の中学生がいじめで自殺したことをきっかけに作られた法律で、私も当時、国会議員の政策秘書としてこの立

法に関わりましたが、多くのご遺族や関係者が「悲劇が繰り返されないように」と尽力されて作られました。

この法律は全部で35の条文でできていますが、そのうち子どもが主語となっているのは、第4条の「児童等は、いじめを

行なってはならない。」の1条だけ。あとはすべて、大人がすべきことを定めています。大人、つまり国や地方公共団体、学校、そして地域住民や保護者は、子どもをいじめから守る責務があること

学校がすべき柱は大きく2つ。1つは「学校いじめ防止基本方針の策定」つまり、いじめの防止プログラムと、早期発見および解決のためのマニュアルを作成すること

またこの学校いじめ防止基本方針は、子どもや保護者だけでなく、ホームページなどに掲載し、広く地域に周知することも必要です。学校がいじめに対してどういう対策をとっているかを伝えておくことは、いじめが起きてしまったときに、どうやって解決されるのか、どうすれば自分

「いじめとは何か」を共通認識にすることが重要です。登下校時などにいじめかと思う子どもを見かけたら学校に通報するなど、いじめ問

「いじめとは何か」を知り共通認識にすることが重要です。登下校時などにいじめかと思う子どもを見かけたら学校に通報するなど、いじめ問

学校だけではなく、地域住民もまたいじめ問題に取り組まなければなりません。地域の大人も、「いじめとは何か」を知り共通認識にすることが重要です。登下校時などにいじめかと思う子どもを見かけたら学校に通報するなど、いじめ問

「いじめ防止対策推進法」は、いじめの予防・早期発見・解決のために学校や教職員、保護者や地域の大人がするべきことについて基本的な考え方がまとめられていますので、何かあったときのヒントにもなると思います。ぜひ参考にしてください。いじめの防止・早期発見・早期解決に役立

会場の質問より

Q. 子どもがいじめられた場合、親は加害者宅に相談するなど、直接介入すべきでしょうか。

A. 保護者同士の関係やいじめの深刻さにもよるので一概には言えませんが、まずは学校に相談することをお勧めします。被害者と加害者だけの話し合いでは感情的になりやすく、こじれてしまうこともありますし、その後の子どもの関係にもしこりを残す可能性もあります。

先生に相談しづらい、または先生に相談しても納得できる対応をもらえなかった等の場合は、ほかの相談機関をさがすなどし、当事者だけでかかえこまない方がいいと思います。

参考サイト・相談窓口

【NPO法人「ストップいじめ!ナビ」サイト】

統計資料や用語集など、いじめに役立つ情報が掲載されています。子ども向け、大人向けと分かれています。保護者の方には両方ご覧いただきたい内容です。

団体サイト：
<https://stopijime.org/>

子ども向け情報サイト：
<https://stopijime.jp/>

大人向け情報サイト：
<https://stopijime.jp/adult/index.html>

相談窓口 (保護者向け)

●子ども人権110番：0120-007-110
→つながらない場合：法務局
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112-1.html>

●法務省インターネット人権相談
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

●東京都いじめ相談ホットライン：
03-5800-8288

相談窓口 (子ども向け)

●チャイルドライン：0120-99-7777

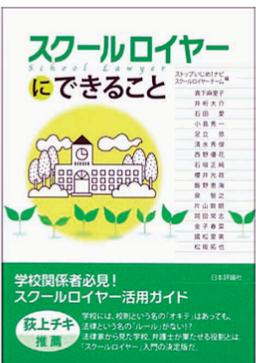
●24時間子どもSOSダイヤル：
0120-0-78310

●子ども人権110番：0120-007-110

●インターネットよりそいチャット
<https://yoriso-chat.jp/>

●チャイルドライン
<https://childline.or.jp/chat>

書籍紹介



ストップいじめ!ナビ 弁護士チームのメンバーによる著書。講師の足立さん金子さんも執筆しています。学校現場の問題の防止・解決を法律面からサポートするスクールロイヤーの利用法・活用場面を、学校関係者にわかりやすく紹介。

「スクールロイヤーにできること」
(2019 日本評論社・共著) 1,500円